



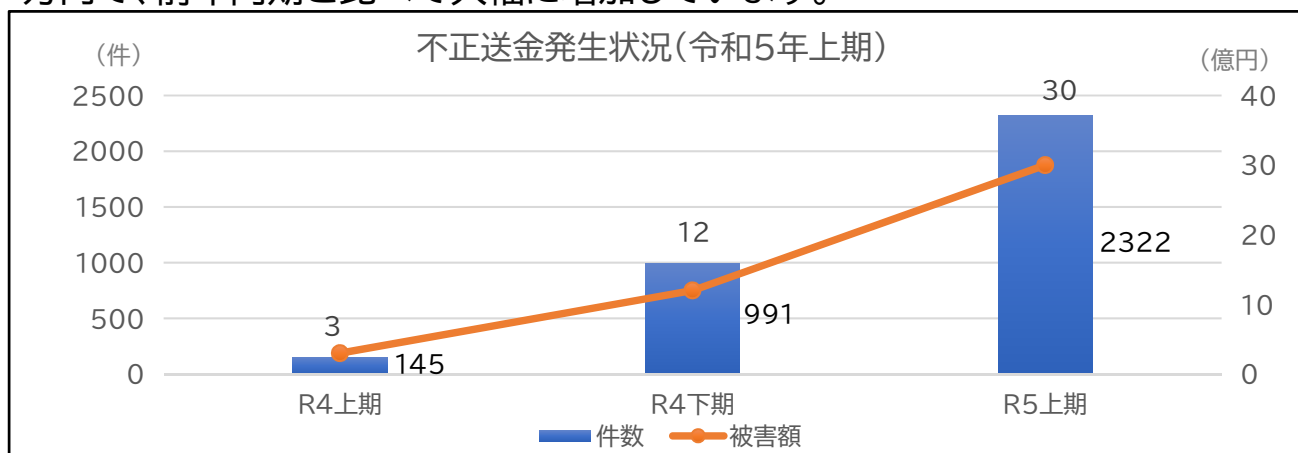
令和5年12月5日発行

静岡県警察からのお知らせ

インターネットバンキングに係る
不正送金被害が多発！ **特殊詐欺被害**も発生！

1 インターネットバンキングに係る不正送金被害

令和5年上期中、全国で2,322件発生しており、被害総額は約29億9,600万円で、前年同期と比べて大幅に増加しています。



【不正送金被害拡大を防止するための対策事例】

- ① 利用者に多要素認証等の認証方式を利用するよう推奨する
- ② 利用者にインターネットバンキングの利用状況を通知するサービスを利用するよう推奨する
- ③ 利用者にフィッシングに関する啓発・注意喚起を行う
- ④ インターネットバンキングの振込限度額の引き下げを検討する

2 インターネットバンキングに係る特殊詐欺被害

県内において、インターネットバンキングを悪用した高額被害の特殊詐欺事件が連続発生しています。

被害の内容を検証すると、犯人は、警察官や検察官を騙って被害者の不安を煽る電話をした上で、

○ 「ネットバンクの口座を開設してほしい」「ネットバンクの利用限度額を最大に引き上げてほしい」などと指示し、指定した口座に送金させる

○ 被害者から口座情報を聞き出し、犯人が被害者になり代わってインターネットバンキングの利用申請をし、口座を乗っ取って不正に送金するという手口が確認されています。

「60歳代以上の方のインターネットバンキング利用申込や利用限度額の高額な引き上げ」、「インターネットバンキング口座へ的高額又は繰り返しの預け替え」を認知した際には、積極的なお声掛けと警察への通報をお願いします。